

## インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザと診断された場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の扱いとなります。  
平成24年度4月より出席停止基準が改正され、インフルエンザの場合は、

### 「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

となりました。これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間においては、登校することができません。(早見表参照) ※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

出席停止後の登校にあたっては、今まで通り医師の許可を受けるよう、保護者に伝えてください。  
また、医師の許可を受け出席停止基準の期間よりも登校が早まる場合は、必ず治癒証明書を登校時に提出するようにしてください。

※近年、抗インフルエンザ薬の早い段階での投与により、解熱しているにもかかわらず、感染力のつよいウィルスが体外に排出している状況がしばしば見られるようになりました。このため、従来の出席停止期間「解熱後2日を経過するまで」で登校した場合、他の児童等に感染し流行を広げてしまう可能性があります。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

### インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。